

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------------|
| 17 | 東みよし町自立支援給付に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東みよし町は、障害福祉に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東みよし町長

公表日

令和6年3月13日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 障害者福祉に関する事務 |
| ②事務の概要 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法に基づく関係事務、国民健康保険団体連合会に委託する障害者事務共同処理業務に関する事務。 |
| ③システムの名称 | 障害者福祉システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 伝送通信ソフト ・国民健康保険団体連合会が障害者総合支援給付支払等システムにおいて使用するデータについて、電子メール方式で東みよし町と国民健康保険団体連合会でデータの送受信を行うシステムの事 東みよし町と国民健康保険団体連合会との通信環境は専用回線を使用している。 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 自立支援給付関係ファイル 伝送通信ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)〔以下番号法〕という第9条第1項(利用範囲)別表第一の8、11、12、34、47、84の項 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第8条、第12条、第25条、第38条、第60条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する] |
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の8、16、26、56の2、57、87及び116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の10、11、12、16、20、53、108、109及び110の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 東みよし町総務課 〒779-4795 徳島県三好郡東みよし町加茂3360番地 TEL0883-82-6303 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 東みよし町福祉課 〒779-4795 徳島県三好郡東みよし町加茂3360番地 TEL0883-82-6306 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|--------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人未満(任意実施)] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年2月29日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年2月29日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|------------------------|
| 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|---|------|-----------|
| 平成30年3月7日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 【別表第二における情報提供の根拠】 別表第二の15、16、26、56の2、57、87の項 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第12条、第19条、第31条、第44条</p> <p>【別表第二における情報紹介の根拠】 別表第二の9、10、11、12、16、20、53、67、68、85、108、109、110の項 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第8条、第9条、第10条、第14条、第27条、第38条、第55条</p> | <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の8、16、26、56の2、57、87及び116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の10、11、12、16、20、53、108、109及び110の項</p> | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年1月31日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和3年1月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年1月31日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和3年1月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年3月25日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の8、16、26、56の2、57、87及び116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の10、11、12、16、20、53、108、109及び110の項</p> | <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の8、16、26、56の2、57、87及び116の項 (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の10、11、12、16、20、53、108、109及び110の項</p> | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|----------------------------|-------------|-------------|------|-----------|
| 令和4年3月25日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年1月1日時点 | 令和4年2月28日時点 | 事後 | |
| 令和4年3月25日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年1月1日時点 | 令和4年2月28日時点 | 事後 | |
| 令和5年3月20日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年2月28日時点 | 令和5年2月28日時点 | 事後 | |
| 令和5年3月20日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年2月28日時点 | 令和5年2月28日時点 | 事後 | |
| 令和6年3月13日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和5年2月28日時点 | 令和6年2月29日時点 | 事後 | |
| 令和6年3月13日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和5年2月28日時点 | 令和6年2月29日時点 | 事後 | |